

総量削減計画（愛媛県） 対照表

現行計画（第8次）	第9次計画																																																																																										
<p>この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3等の規定に基づき、<u>化学的酸素要求量については瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項に規定する区域のうち愛媛県の区域について、窒素含有量及びりん含有量については水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号ルに掲げる区域について、平成28年9月30日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。</u></p> <p>1. 削減の目標 平成31年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は次のとおりとする。</p> <p>(1) 化学的酸素要求量について</p> <p style="text-align: center;">表1 発生源別の削減目標量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>削減目標量 (ト/日)</th> <th>(参考) 平成26年度に おける量 (ト/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活排水</td> <td><u>10</u></td> <td><u>12</u></td> </tr> <tr> <td>産業排水</td> <td><u>34</u></td> <td><u>33</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7</td> <td><u>7</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>51</u></td> <td><u>52</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 窒素含有量について</p> <p style="text-align: center;">表2 発生源別の削減目標量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>削減目標量 (ト/日)</th> <th>(参考) 平成26年度に おける量 (ト/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活排水</td> <td>7</td> <td><u>8</u></td> </tr> <tr> <td>産業排水</td> <td><u>8</u></td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td><u>41</u></td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>56</td> <td><u>57</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) りん含有量について</p> <p style="text-align: center;">表3 発生源別の削減目標量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>削減目標量 (ト/日)</th> <th>(参考) 平成26年度に おける量 (ト/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活排水</td> <td>0.6</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>産業排水</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td><u>3.0</u></td> <td><u>3.0</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>4.1</u></td> <td><u>4.2</u></td> </tr> </tbody> </table>		削減目標量 (ト/日)	(参考) 平成26年度に おける量 (ト/日)	生活排水	<u>10</u>	<u>12</u>	産業排水	<u>34</u>	<u>33</u>	その他	7	<u>7</u>	合計	<u>51</u>	<u>52</u>		削減目標量 (ト/日)	(参考) 平成26年度に おける量 (ト/日)	生活排水	7	<u>8</u>	産業排水	<u>8</u>	7	その他	<u>41</u>	42	合計	56	<u>57</u>		削減目標量 (ト/日)	(参考) 平成26年度に おける量 (ト/日)	生活排水	0.6	0.7	産業排水	0.5	0.5	その他	<u>3.0</u>	<u>3.0</u>	合計	<u>4.1</u>	<u>4.2</u>	<p>この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号ルに掲げる区域について、<u>令和4年1月24日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。</u></p> <p>1. 削減の目標 令和6年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は次のとおりとする。</p> <p>(1) 化学的酸素要求量について</p> <p style="text-align: center;">表1 発生源別の削減目標量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>削減目標量 (ト/日)</th> <th>(参考) 令和元年度に おける量 (ト/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活排水</td> <td><u>9</u></td> <td><u>11</u></td> </tr> <tr> <td>産業排水</td> <td><u>33</u></td> <td><u>32</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7</td> <td><u>6</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>49</u></td> <td><u>49</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 窒素含有量について</p> <p style="text-align: center;">表2 発生源別の削減目標量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>削減目標量 (ト/日)</th> <th>(参考) 令和元年度に おける量 (ト/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活排水</td> <td>7</td> <td><u>7</u></td> </tr> <tr> <td>産業排水</td> <td><u>7</u></td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td><u>42</u></td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>56</td> <td><u>56</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) りん含有量について</p> <p style="text-align: center;">表3 発生源別の削減目標量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>削減目標量 (ト/日)</th> <th>(参考) 令和元年度に おける量 (ト/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活排水</td> <td>0.6</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>産業排水</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td><u>3.1</u></td> <td><u>3.1</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>4.2</u></td> <td><u>4.3</u></td> </tr> </tbody> </table>		削減目標量 (ト/日)	(参考) 令和元年度に おける量 (ト/日)	生活排水	<u>9</u>	<u>11</u>	産業排水	<u>33</u>	<u>32</u>	その他	7	<u>6</u>	合計	<u>49</u>	<u>49</u>		削減目標量 (ト/日)	(参考) 令和元年度に おける量 (ト/日)	生活排水	7	<u>7</u>	産業排水	<u>7</u>	7	その他	<u>42</u>	42	合計	56	<u>56</u>		削減目標量 (ト/日)	(参考) 令和元年度に おける量 (ト/日)	生活排水	0.6	0.7	産業排水	0.5	0.5	その他	<u>3.1</u>	<u>3.1</u>	合計	<u>4.2</u>	<u>4.3</u>
	削減目標量 (ト/日)	(参考) 平成26年度に おける量 (ト/日)																																																																																									
生活排水	<u>10</u>	<u>12</u>																																																																																									
産業排水	<u>34</u>	<u>33</u>																																																																																									
その他	7	<u>7</u>																																																																																									
合計	<u>51</u>	<u>52</u>																																																																																									
	削減目標量 (ト/日)	(参考) 平成26年度に おける量 (ト/日)																																																																																									
生活排水	7	<u>8</u>																																																																																									
産業排水	<u>8</u>	7																																																																																									
その他	<u>41</u>	42																																																																																									
合計	56	<u>57</u>																																																																																									
	削減目標量 (ト/日)	(参考) 平成26年度に おける量 (ト/日)																																																																																									
生活排水	0.6	0.7																																																																																									
産業排水	0.5	0.5																																																																																									
その他	<u>3.0</u>	<u>3.0</u>																																																																																									
合計	<u>4.1</u>	<u>4.2</u>																																																																																									
	削減目標量 (ト/日)	(参考) 令和元年度に おける量 (ト/日)																																																																																									
生活排水	<u>9</u>	<u>11</u>																																																																																									
産業排水	<u>33</u>	<u>32</u>																																																																																									
その他	7	<u>6</u>																																																																																									
合計	<u>49</u>	<u>49</u>																																																																																									
	削減目標量 (ト/日)	(参考) 令和元年度に おける量 (ト/日)																																																																																									
生活排水	7	<u>7</u>																																																																																									
産業排水	<u>7</u>	7																																																																																									
その他	<u>42</u>	42																																																																																									
合計	56	<u>56</u>																																																																																									
	削減目標量 (ト/日)	(参考) 令和元年度に おける量 (ト/日)																																																																																									
生活排水	0.6	0.7																																																																																									
産業排水	0.5	0.5																																																																																									
その他	<u>3.1</u>	<u>3.1</u>																																																																																									
合計	<u>4.2</u>	<u>4.3</u>																																																																																									

現行計画（第8次）

2 削減目標量の達成のための方途

(1) 生活系排水対策

瀬戸内海の削減目標量の達成を図るためには、工場・事業場排水はもとより、生活排水についても、適正かつ効率的に処理しなければならない。

このため、市町等と協力しながら、地域の実情に応じ、下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を推進するとともに、これらの施設の適正な維持管理を徹底する。また、必要に応じ排水処理の高度化を促進するなど、生活排水対策を計画的に推進することにより、削減目標量の達成を図る。

ア 下水道の整備等

下水道については、第三次愛媛県全県域下水道化基本構想との整合性を図りつつ、表4に掲げる処理人口を目標に整備を促進するとともに、水洗化の促進を図る。

また、下水道終末処理場については、維持管理の徹底等により排水水質の安定及び向上に努める。

表4 下水道整備計画

年度	指定地域内 行政人口 (千人)	指定地域内 処理人口 (千人)
31	1, 312	693

イ その他の生活排水処理施設の整備

浄化槽については、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の活用等により、合併処理浄化槽の整備、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、規模の大きなものに対しては、高度処理施設の導入を助言する。

また、地域の実情に応じて農業集落排水施設、漁業集落排水施設及びコミュニティ・プラントの整備の促進を図る。

し尿処理施設については、将来の改造計画に合わせて、高度処理施設の導入を助言するとともに、施設の適正な維持管理の徹底により排水水質の安定及び向上に努める。

第9次計画

2 削減目標量の達成のための方途

(1) 生活系排水対策

瀬戸内海の削減目標量の達成を図るためには、工場・事業場排水はもとより、生活排水についても、適正かつ効率的に処理しなければならない。

このため、市町等と協力しながら、地域の実情に応じ、下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を推進するとともに、これらの施設の適正な維持管理を徹底する。また、必要に応じ排水処理の高度化を促進するなど、生活排水対策を計画的に推進することにより、削減目標量の達成を図る。

ア 下水道の整備等

下水道については、愛媛県全県域生活排水処理構想（第三次愛媛県全県域下水道化基本構想）との整合性を図りつつ、表4に掲げる処理人口を目標に整備を促進するとともに、水洗化の促進を図る。

また、下水道終末処理場については、維持管理の徹底等により排水水質の安定及び向上に努めるほか、再生水の利用を推進する。

なお、合流式下水道については、越流水による負荷等への対策の取組を推進する。

表4 下水道整備計画

年度	指定地域内 行政人口 (千人)	指定地域内 処理人口 (千人)
6	1, 275	708

イ その他の生活排水処理施設の整備

浄化槽については、浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業の活用等により、合併処理浄化槽の整備、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、規模の大きなものに対しては、高度処理施設の導入を助言する。

また、地域の実情に応じて農業集落排水施設、漁業集落排水施設及びコミュニティ・プラントの整備の促進を図るとともに、必要に応じ再生水の利用を推進する。

し尿処理施設については、将来の改造計画に合わせて、高度処理施設の導入を助言するとともに、施設の適正な維持管理の徹底により排水水質の安定及び向上に努める。

現行計画（第8次）	第9次計画
<p>なお、浄化槽については、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び「愛媛県浄化槽取扱指導要綱（昭和 60 年 9 月 28 日制定）」等に基づき、適正な設置並びに定期検査及び保守点検・清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努める。</p> <p>ウ 一般家庭における生活排水対策 一般家庭から排出される生活排水による削減目標量を達成するため、「愛媛県生活排水対策推進要領（平成 3 年 3 月 15 日制定）」に基づき、市町等と協力し、家庭でできるくらしの工夫による生活雑排水対策の普及を促進するとともに、生活排水対策重点地域においては、生活排水の処理施設の整備を促進し、計画的かつ総合的な生活排水対策を推進する。</p> <p>(2) 産業系排水対策 ア 総量規制基準の設定 指定地域内事業場については、排水水質等の実態、排水処理技術水準の動向、汚濁負荷量の削減のために採られた対策とその難易度、原材料等の使用の実態、費用対効果等を勘案し、公平性の確保に努めながら適切な総量規制基準を定めるとともに、立入検査等を行い、その遵守を徹底することにより、削減目標量の達成を図る。</p> <p>なお、新增設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な排水処理技術の導入が可能であることにかんがみ、特別の総量規制基準を設定し、汚濁負荷量の抑制を図る。</p> <p>Cc等の値等については、「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年10月環境省告示第134号、平成28年一部改正）、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年10月環境省告示第135号、平成28年一部改正）及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年10月環境省告示第136号、平成28年一部改正）により定めるものとし、一部の業種等については、排水量等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定する。</p> <p>イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策 総量規制基準が適用されない工場又は事業場のうち、排出される汚濁負荷量が比較的大きい</p>	<p>なお、浄化槽については、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び「愛媛県浄化槽取扱指導要綱（昭和 60 年 9 月 28 日制定）」等に基づき、適正な設置並びに定期検査及び保守点検・清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努める。</p> <p>ウ 一般家庭における生活排水対策 一般家庭から排出される生活排水による削減目標量を達成するため、「愛媛県生活排水対策推進要領（平成 3 年 3 月 15 日制定）」に基づき、市町等と協力し、家庭でできるくらしの工夫による生活雑排水対策の普及を促進するとともに、生活排水対策重点地域においては、生活排水の処理施設の整備を促進し、計画的かつ総合的な生活排水対策を推進する。</p> <p>(2) 産業系排水対策 ア 総量規制基準の設定 指定地域内事業場については、排水水質等の実態、排水処理技術水準の動向、汚濁負荷量の削減のために採られた対策とその難易度、原材料等の使用の実態、費用対効果等を勘案し、公平性の確保に努めながら適切な総量規制基準を定めるとともに、立入検査等を行い、その遵守を徹底することにより、削減目標量の達成を図る。</p> <p>なお、新增設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な排水処理技術の導入が可能であることにかんがみ、特別の総量規制基準を設定し、汚濁負荷量の抑制を図る。</p> <p>Cc等の値等については、「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年10月環境省告示第134号、令和3年一部改正）、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年10月環境省告示第135号、平成28年一部改正）及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年10月環境省告示第136号、平成28年一部改正）により定めるものとし、一部の業種等については、排水量等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定する。</p> <p>イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策 総量規制基準が適用されない工場又は事業場のうち、排出される汚濁負荷量が比較的大きい</p>

現行計画（第8次）	第9次計画
<p>ものについては、汚水等の処理方法に関し必要に応じ報告徴収、立入検査等を行い、排出水の実態等の実態の把握に努めるとともに、「小規模事業場排水対策マニュアル」（平成13年3月環境省環境管理局）、「小規模事業場排水処理指導の手引き」（昭和58年3月31日制定）等に基づいて、排水処理施設の設置等の指導を行う。</p> <p>その他の事業場については、排出水の実態を把握するための調査を実施し、その結果に基づいて必要な指導等を行う。</p> <p>(3) その他の汚濁発生源に係る対策</p> <p>その他の汚濁発生源については、地域における発生特性を踏まえてきめ細かな対策を講ずるとともに、発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促し、削減目標量の達成を図る。</p> <p>ア 農地からの負荷削減対策</p> <p><u>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）、「環境と調和のとれた農業生産活動規範」（平成17年農林水産省）</u>、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）及び「愛媛県環境保全型農業推進基本方針」（平成28年4月改正）等に基づき、農業環境規範の普及、エコファーマーの認定促進、有機農業への推進支援、生物多様性等環境負荷を低減する営農活動への支援、施肥量の適正化、農業生産工程管理（GAP）等による環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業を推進する。</p> <p>イ 畜産排水対策</p> <p>畜産排水対策については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための愛媛県計画」（平成20年5月30日改正）等に基づき、家畜排せつ物処理施設の処理機能の高度化を目指した整備、指導體制の整備等による家畜排せつ物の適正管理等を行うとともに、<u>耕畜連携の強化による広域利用</u>やエネルギー利用等の高度利用を推進する。</p> <p>ウ 養殖漁場の改善</p> <p>養殖漁場の環境改善を図るため、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）、「魚類養殖管理要領」（昭和53年2月4日制定）、「漁業者等が自ら定める沿岸漁場の環境保全対策実施要領」（昭和56年6月13日愛媛県漁業協同組合連合会・愛媛県かん水養魚協議会制定）等に基</p>	<p>ものについては、汚水等の処理方法に関し必要に応じ報告徴収、立入検査等を行い、排出水の実態等の実態の把握に努めるとともに、「小規模事業場排水対策マニュアル」（平成13年3月環境省環境管理局）、「小規模事業場排水処理指導の手引き」（昭和58年3月31日制定）等に基づいて、排水処理施設の設置等の指導を行う。</p> <p>その他の事業場については、排出水の実態を把握するための調査を実施し、その結果に基づいて必要な指導等を行う。</p> <p>(3) その他の汚濁発生源に係る対策</p> <p>その他の汚濁発生源については、地域における発生特性を踏まえてきめ細かな対策を講ずるとともに、発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促し、削減目標量の達成を図る。</p> <p>ア 農地からの負荷削減対策</p> <p><u>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）</u>、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）及び「愛媛県環境保全型農業推進基本方針」（令和3年3月改正）等に基づき、農業環境規範の普及、エコファーマーの認定促進、有機農業への推進支援、生物多様性等環境負荷を低減する営農活動への支援、施肥量の適正化、農業生産工程管理（GAP）等による環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業を推進する。</p> <p>イ 畜産排水対策</p> <p>畜産排水対策については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための愛媛県計画」（令和3年4月28日改正）等に基づき、家畜排せつ物処理施設の処理機能の高度化を目指した整備、指導體制の整備等による家畜排せつ物の適正管理、<u>堆肥の高品質化</u>等を行うとともに、<u>耕畜連携の強化による広域流通</u>やエネルギー利用等の高度利用を推進する。</p> <p>ウ 養殖漁場の改善</p> <p>養殖漁場の環境改善を図るため、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）、「魚類養殖管理要領」（昭和53年2月4日制定）、「漁業者等が自ら定める沿岸漁場の環境保全対策実施要領」（昭和56年6月13日愛媛県漁業協同組合連合会・愛媛県かん水養魚協議会制定）等に基</p>

現行計画（第8次）	第9次計画
<p>づき、給餌量の制限、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等を図るとともに、養殖漁場の状態を把握し、過密養殖とならないよう養殖施設の適正配置を行うなど、養殖漁場の適正利用を推進する。</p> <p>また、養殖漁場の水質及び底質の改善を図るため、地域の実情に応じて、漁場清掃等の適切な措置を講ずる。</p> <p>(4) 水質の管理 地域における海域利用の実情を踏まえ、<u>湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理について、その影響や実行可能性を十分検討しつつ、順応的な取組を推進する。</u></p> <p>3 その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項 (1) 砂浜、干潟等の造成・保全等 <u>干潟・藻場の分布状況把握などの基礎情報の整備を進める。</u>また、<u>砂浜、干潟・浅場及び藻場の造成、干潟・藻場の保全・再生・創出を必要に応じ行う。</u></p> <p>(2) 水質改善に資する養殖等の取組の推進 <u>水質改善に資する取組として、海域中の自然にある栄養塩や餌を利用して行う藻類養殖、貝類養殖等を推進する。</u></p> <p>(3) 水質改善事業の推進 ア 河川・水路の浄化施設整備 河川等における水質を改善するため、河川直接浄化施設等の整備を必要に応じ行う。 イ 底質改善事業の推進 底質汚泥による水質の悪化を防止するため、汚泥がたい積した河川、海域等の浚渫等を必要に応じ行う。</p> <p>(4) 環境配慮型構造物の採用 新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、<u>生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用の検討に努める。</u></p>	<p>づき、給餌量の制限、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等を図るとともに、養殖漁場の状態を把握し、過密養殖とならないよう養殖施設の適正配置を行うなど、養殖漁場の適正利用を推進する。</p> <p>また、養殖漁場の水質及び底質の改善を図るため、<u>魚類養殖の環境負荷を低減する配合飼料の開発を推進するとともに、地域の実情に応じて、漁場清掃等の適切な措置を講ずるほか、赤潮監視等にも取り組む。</u></p> <p>(4) 水質の管理 地域における海域利用の実情を踏まえ、<u>必要に応じ、順応的かつ機動的な栄養塩類の管理等、特定の海域ごと、季節ごとのきめ細やかな水質管理を行う。</u></p> <p>3 その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項 (1) 砂浜、藻場等の造成・保全等 <u>水質浄化や生物多様性の維持等の機能を有する藻場・干潟について、定期的に分布状況及び機能等に関する調査を行う。</u>また、<u>砂浜、藻場・干潟及び浅場の造成、藻場・干潟の保全・再生・創出を必要に応じ行う。</u></p> <p>(4)に記載</p> <p>(2) 水質改善事業の推進 ア 河川・水路の浄化施設整備 河川等における水質を改善するため、河川直接浄化施設等の整備を必要に応じ行う。 イ 底質改善事業の推進 底質汚泥による水質の悪化を防止するため、汚泥がたい積した河川、海域等の浚渫等を必要に応じ行う。</p> <p>(3) 環境配慮型構造物の採用 新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、<u>施工性及び経済性等も考慮しつつ、原則として、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物を採用する。</u></p> <p>(4) 水質改善に資する養殖等の取組の推進 <u>環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立のため、海域中の自然にある栄養塩類や餌を利用して行う藻類養殖、貝類養殖等を推進する。</u></p>

現行計画（第8次）	第9次計画
<p>(5) 里海づくりの推進 人の手を適切に加えることにより生物多様性、生物生産性が高まった里海をめざし、関係者と連携し、里海の内容や重要性について啓発を図るとともに、地域における里海づくりの活動を推進する。</p> <p>(6) 監視体制の整備 公共用水域の水質汚濁の状況及び削減目標量の達成状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、監視体制の充実を図る。 また、指定地域内事業場に対しては、汚濁負荷量測定機器の整備及び測定技術の向上を指導するとともに、立入検査の実施及び報告の徴収により、総量規制基準の遵守状況の監視、指導等を行う。</p> <p>(7) 教育、啓発等 水質総量削減をより効果的に推進するには、県民及び事業者の理解と協力が必要である。このため、水質汚濁防止について正しい認識を深め、水質汚濁防止に努めてもらうよう、関係市町と協力し、教育及び啓発を行うことにより、削減目標量の達成に努める。 県民に対しては、県及び市町の広報誌、ホームページ等により、ごみの不法投棄の防止、厨芥の流出防止の励行等、家庭でできる浄化対策の実践等に努めるよう啓発等を行うとともに、児童生徒に対しては、学校教育の中で水質保全に対する正しい知識が得られるよう、水質保全意識の普及及び啓発に努める。 事業者に対しては、この総量削減計画の趣旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守はもとより、削減目標量達成のための努力等の協力を要請していくこととする。 なお、これらの事業については、関係府県及び公益社団法人瀬戸内海環境保全協会等の協力を得て、その効果を増すよう努める。</p> <p>(8) 調査研究体制の整備 この総量削減計画を円滑に推進するため、必要な調査研究の拡充に努めるものとする。</p> <p>(9) 中小企業への助成措置等 中小企業への融資制度等を活用し、水質汚濁防止施設の整備促進及び技術指導に努めるものとする。</p>	<p>(5) 里海づくりの推進 人の手を適切に加えることにより生物多様性、生物生産性が高まった里海をめざし、関係者と連携し、里海の内容や重要性について啓発を図るとともに、地域における里海づくりの活動を推進する。</p> <p>(6) 監視体制の整備 公共用水域の水質汚濁の状況及び削減目標量の達成状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、監視体制の充実を図る。 また、指定地域内事業場に対しては、汚濁負荷量測定機器の整備及び測定技術の向上を指導するとともに、立入検査の実施及び報告の徴収により、総量規制基準の遵守状況の監視、指導等を行う。</p> <p>(7) 教育、啓発等 水質総量削減をより効果的に推進するには、県民及び事業者の理解と協力が必要である。このため、水質汚濁防止について正しい認識を深め、水質汚濁防止に努めてもらうよう、関係市町と協力し、教育及び啓発を行うことにより、削減目標量の達成に努める。 県民に対しては、県及び市町の広報誌、ホームページ等により、ごみの不法投棄の防止、厨芥の流出防止の励行等、家庭でできる浄化対策の実践等に努めるよう啓発等を行うとともに、児童生徒に対しては、学校教育の中で水質保全に対する正しい知識が得られるよう、水質保全意識の普及及び啓発に努める。 事業者に対しては、この総量削減計画の趣旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守はもとより、削減目標量達成のための努力等の協力を要請していくこととする。 なお、これらの事業については、関係府県及び公益社団法人瀬戸内海環境保全協会等の協力を得て、その効果を増すよう努める。</p> <p>(8) 調査研究体制の整備 この総量削減計画を円滑に推進するため、必要な調査研究の拡充に努めるものとする。</p> <p>(9) 中小企業への助成措置等 中小企業への融資制度等を活用し、水質汚濁防止施設の整備促進及び技術指導に努めるものとする。</p>